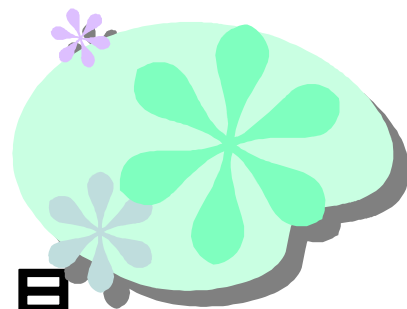


合志市災害時要援護者避難支援計画

地域で共に助け合うために



平成23年3月



はじめに

災害の発生は予測しがたく、近い将来、大規模な地震等の災害が発生するかもしれません。本市は幸いに近年大きな災害は発生しておりませんが、大規模な直下型地震などが起きた場合は、建物の倒壊をはじめ、火災の発生・延焼などにより人的・物的な被害の発生が懸念されます。

特に、災害直後においては、被災者の支援を市の職員だけで行うことは困難であり、市民が自ら行う自助や地域が共同・連帯して行う共助による支援が基本となることから、日頃から地域において、気象予報・警報その他災害警戒情報などの伝達体制を整え、災害の発生に備えておく必要があります。

近年、これまでの他地域災害での教訓から、災害時に、避難情報を的確に把握することが困難な高齢者や障がい者等や、避難に時間がかかったり自力で避難ができないなどいわゆる「災害時要援護者(要援護者)」に対する支援体制の整備が求められています。

そこで、本市では、平成 19 年度に策定した合志市地域福祉計画の中で、要援護者の支援づくりを行うため、要援護者に関する情報を平常時から収集し、地域で支援する方々と情報を共有するなどの取り組みを行うことを基本目標として定めた「だれもが安心して自分らしく生きていけるまち」の中の実施目標の一つとして、災害時における要援護者支援策の充実を掲げております。

この取り組みは、災害発生時における災害時要援護者と地域の支援者と行政が三者一体となったものであり、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本市における災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的考え方や進め方を明らかにしたものであり、災害時要援護者の自助・地域(近隣)の共助を基本とした平時からの地域連携”近所づきあい”をもって地域の安心・安全を強化することを目的としています。

そのためにも、普段から地域において「見守り」や「支えあい」といったふれあい活動を行うとともに、防災訓練などの自治会活動や福祉活動に積極的に参加し、住民同士のつながりを作り、お互いの安心・安全と信頼を築き上げていくことが重要です。

そこで、ここに災害時要援護者支援計画を策定し、災害直後の要援護者の支援についての基本的な枠組みを定めるとともに、行政や地域の役割等を示しました。

今後は、この計画が日頃からの地域連携に役立ち、要援護者や支援者の皆様に活用され、災害時の支援が迅速に行われるようご協力をお願いいたします。

平成 23 年 3 月

合志市長 荒木 義行

目 次

第1章 基本的な考え方

1	趣旨	5
2	位置づけ	5
3	構成	5
4	避難支援計画の対象者・災害・地域	5
	(1) 対象者	5
	(2) 対象災害・地域	7
5	避難支援体制	7
6	関係機関等の役割	8
	(1) 市の役割	8
	(2) 区、自主防災組織の役割	9
	(3) 民生・児童委員の役割	9
	(4) 社会福祉協議会の役割	9
	(5) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割	10
	(6) 消防本部の役割	10
	(7) 避難所施設の役割	10
	(8) 県健康福祉部局の役割	10
	(9) 県危機管理・防災消防総室の役割	10

第2章 要援護者情報の把握・共有

1	方式	12
	(1) 関係機関共有方式	12
	(2) 手上げ方式	12
	(3) 同意方式	13
2	要援護者リストの作成	13
	(1) 要援護者リストの目的	13
	(2) 要援護者リストの対象者	13
	(3) 情報収集方法	14
	(4) 収集する内容	14
3	要援護者リストの提供、管理	14
	(1) 要援護者リストの提供先	14
	(2) 要援護者リストの適正管理	14
	(3) 要援護者リストの更新	15
4	福祉サービス事業者等の保有する情報の活用	15

第3章 避難行動要支援者の個別計画の作成

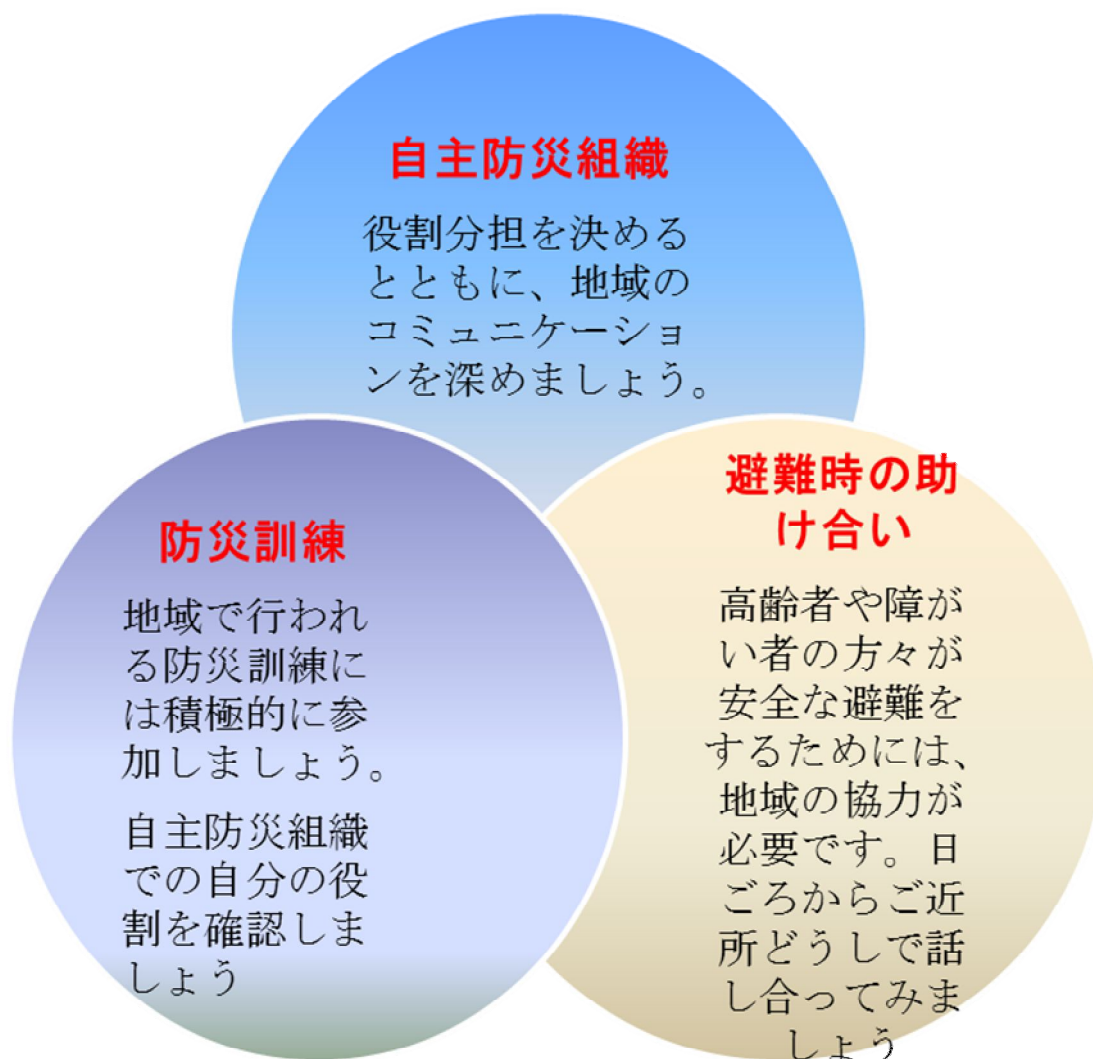
1	避難行動要支援者の把握	15
2	個別計画の作成	15
	(1) 個別計画の作成方法	15
	(2) 個別計画の内容	16
	(3) 個別計画の更新	17
	(4) 個別計画の管理	17
3	個別計画の共有、管理	17
	(1) 個別計画の共有の範囲	17
	(2) 個別計画の適正管理	17
4	個別計画の確認	17

第4章 避難誘導・安否確認体制の整備

1	避難支援の実施体制	20
	(1) 市における避難支援体制	20
	(2) 地域における避難支援体制	20
	(3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備	20
	(4) ボランティア等との連携	20
2	情報伝達体制の整備	21
	(1) 要援護者への情報伝達ルート	21
	(2) 要援護者への情報伝達手段	21
	(3) 避難支援者への情報伝達	21
	(4) 避難支援関係機関への情報伝達	21
	(5) 情報伝達責任者の明確化	21
3	要援護者の避難支援方法等の普及	23
4	避難支援訓練の実施	23
5	安否確認情報の収集体制	24
	(1) 個別計画登録者の安否情報	24
	(2) 避難支援者からの報告	24

第5章 避難所等における支援体制

1	避難所等における要援護者支援体制	24
	(1) 開設の周知	24
	(2) 避難所の活動班との連携	25
	(3) 支援体制の確認	25
	(4) 優先的支援の実施	25
2	福祉避難所	25



第1章 基本的な考え方

1 趣旨

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではない。防災対策の推進にあたっては総合的な取り組みが重要であり、中でも、災害時要援護者(※用語の解説 P27) (以下「要援護者」という。)の避難支援対策は大きな問題となっている。

市は、風水害や地震等の災害に備え、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要援護者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、災害時要援護者避難支援計画(※用語の説明 P27) (以下「避難支援計画」という。)を作成する。

2 位置づけ

避難支援計画は、「合志市地域防災計画」中第2章第8節災害時要援護者予防計画のうち、避難支援に関する事項を具体化したものである。

3 構成

避難支援計画は、「要援護者の避難支援に関する具体的な考え方」(以下「全体計画」という。)と「要援護者一人ひとりに対する避難支援計画」(以下「個別計画」という。)で構成する。

4 避難支援計画の対象者・災害・地域

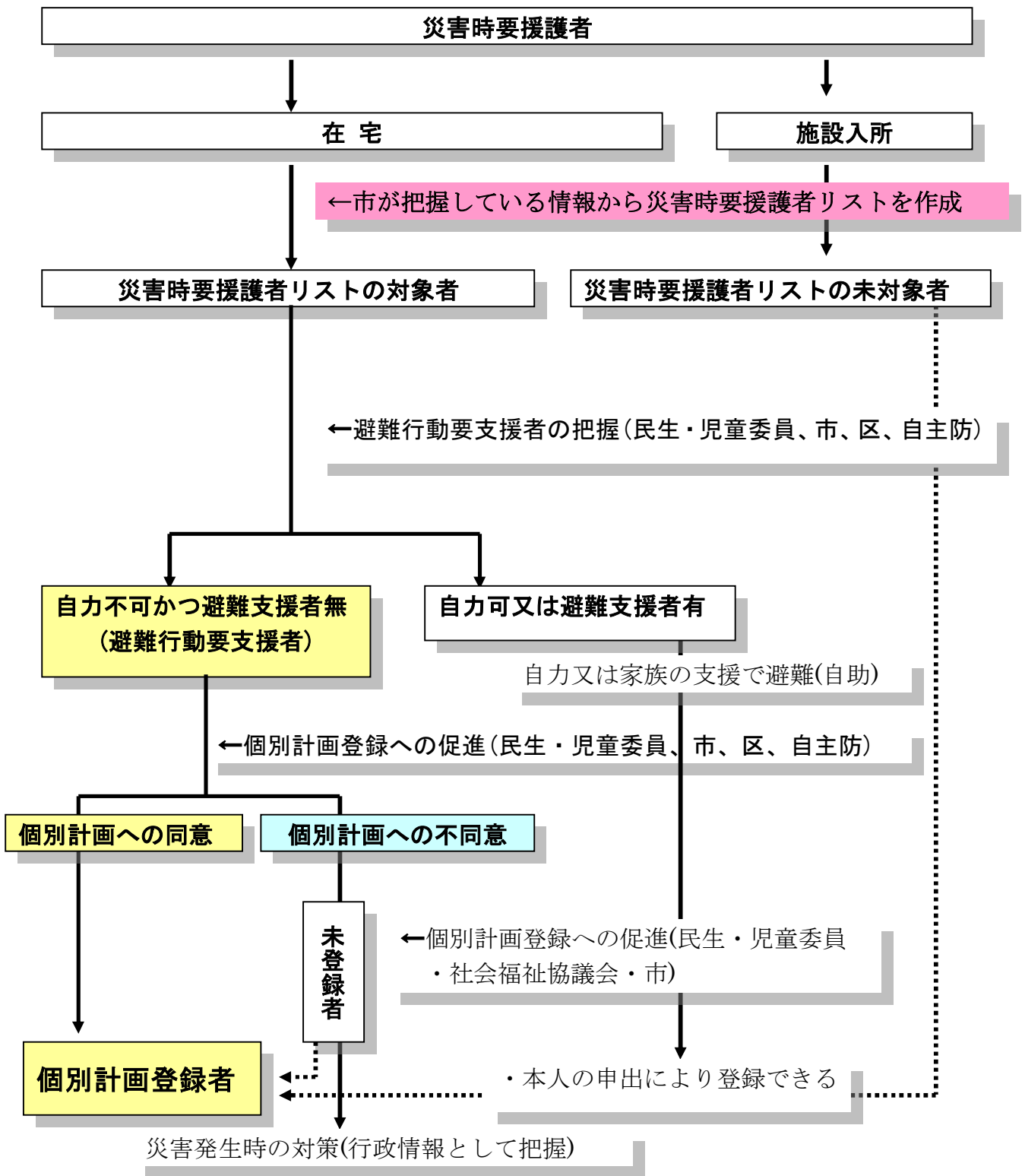
(1) 対象者

本市における避難支援計画対象者となる要援護者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々とする。

- ・介護保険における要介護・要支援認定者
- ・障がい者(身体障がい、知的障がい、精神障がい)
- ・妊産婦及び乳幼児
- ・難病患者
- ・日本語に不慣れな在住外国人
- ・一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯
- ・その他援護を必要としている者

要援護者の避難支援体制の整備は、他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない者(以下「避難行動要支援者(※用語の解説 P27)」という。)の優先度を検討し、災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立のおそれのある地域の者を重点的・優先的に進める。

避難支援計画(個別計画)の対象者



重点的・優先的に支援体制の構築を推進・・・地域、民生・児童委員、市、社会福祉協議会、県が連携して支援

(2) 対象災害・地域

避難支援計画は、風水害、地震、その他全ての災害を対象とし、対象地域は全域とする。

5 避難支援体制

市は、要援護者の避難支援業務を的確に実施するため、横断的組織として福祉担当部局を中心に福祉担当部局と総務・防災担当部局で構成する災害時要援護者支援班を設置する。

災害時要援護者支援班は、関係機関と連携し、要援護者の避難支援対策を推進する。

災害時要援護者支援班

【位置付け】

平常時は、市の総務・防災担当部局及び福祉担当部局による横断的な PT(プロジェクト・チーム)として設置する。

災害時は、市災害対策本部の福祉担当部局内に設置する。

【構成】

平常時は、班長(福祉担当部課長)、班員(福祉担当者、総務及び防災担当者等)で構成するが、避難支援体制の整備推進に当たっては、民生・児童委員、区、自主防災組織、社会福祉協議会等の関係者の参加を得ながら進める。

災害時は、基本的に福祉担当部課長・職員で構成する。

【業務】

平常時は、要援護者情報の共有化、避難支援計画(個別計画)の策定および管理、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行う。

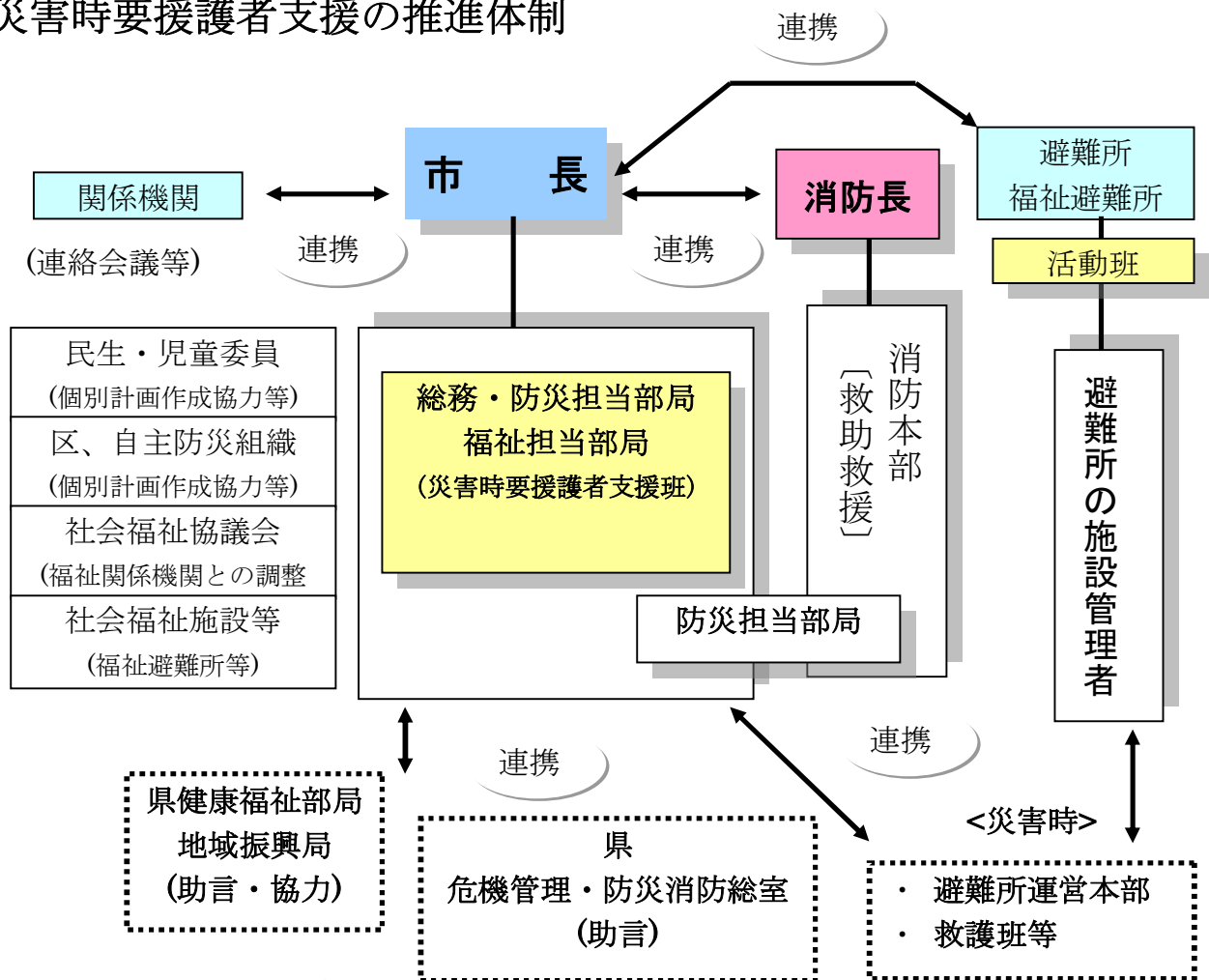
災害時は、避難準備情報(※用語の説明 P26)等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所に設置される活動班(※用語の説明 P26)等との連携・情報共有、単独の避難所に対応できない場合の広域調整等を行う。

市は、自治会組織、自主防災組織、消防団、福祉関係者と連携し、個々の災害時要援護者に対応する避難支援者を明確化するものとする。避難支援者は、要援護者本人の意向を極力尊重した上で原則として、自治会(自主防災組織)、福祉関係者やボランティア等の構成員から複数名選出する。

避難支援者の選定に当たっては、要援護者に対し、要援護者の支援は支援者の任意の協力により行われるものであることや支援者の不在や被災などにより、要援護者の支援が困難となる場合もあり、要援護者の自助が不可欠であることについて十分に周知することとする。

さらに、要援護者の支援体制を整備するにあたっては、地域において要援護者支援に関する人材を育成し、支援者を増やしていくこととする。

災害時要援護者支援の推進体制



6 関係機関等の役割

(1) 市の役割

① 市福祉担当部局

<平常時>

- ア 総務・防災担当部局及び福祉担当部局による横断的な PT(プロジェクト・チーム) 災害時要援護者支援班の設置
- イ 障がいのある人等の要援護者に関する各種情報に基づき作成する災害時要援護者リスト(※用語の説明 P27)(以下「要援護者リスト」という。)の作成及び民生・児童委員への提供
- ウ 避難行動要支援者の把握と個別計画の作成(区、自主防災組織、民生・児童委員等と連携して実施)
- エ 個別計画作成のための同意の働きかけ
- オ 個別計画作成についての広報等
- カ 避難所(福祉避難所(※用語の説明 P27))の支援体制の確保
- キ 要援護者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施
- ク 避難準備情報等の情報伝達体制の整備
- ケ 要援護者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発

〈災害時〉

- ア 市災害対策本部の福祉担当部局内に災害時要援護者支援班を設置
 - イ 避難・安否確認の状況把握
 - ウ 避難所(福祉避難所)の運営支援
 - エ 避難所の活動班と連携した要援護者支援
- ② 市総務・防災担当部局の役割

〈平常時〉

- ア 要援護者リスト、個別計画の共有
- イ 個別計画作成についての広報等
- ウ 要援護者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施
- エ 避難所(福祉避難所)の指定及び協定の締結

〈災害時〉

- ア 避難準備情報等の発令・伝達
- イ 避難所(福祉避難所)の開設

(2) 区、自主防災組織の役割

〈平常時〉

- ア 個別計画の共有
- イ 避難行動要支援者の把握調査への協力
- ウ 市の実施する個別計画作成への協力
- エ 個別計画の新規登録、変更・修正に関する市への協力

〈災害時〉

- ア 個別計画登録者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達
- イ 個別計画登録者への避難支援と安否確認への協力
- ウ 避難所(福祉避難所)の運営支援

(3) 民生・児童委員の役割

〈平常時〉

- ア 要援護者リスト、個別計画の共有
- イ 避難行動要支援者の把握調査への協力
 - (1) 個別計画作成のための同意について、避難行動要支援者への働きかけ
 - (2) 市の実施する個別計画作成への協力

〈災害時〉

- ア 避難行動要支援者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達への協力
- イ 避難行動要支援者の避難支援と安否確認への協力

(4) 社会福祉協議会の役割

〈平常時〉

- ア 災害ボランティアの組織の形成、育成等地域福祉の推進
- イ 個別計画作成のための同意についての働きかけ
- ウ 当事者への意識啓発と対応意識の育成(例：地域ごとの要支援者参加型避難訓練等)
- エ 避難支援者の選定に関する関係機関の連絡調整への協力(関係機関からの選定が必要となった場合)

〈災害時〉

- ア 市災害ボランティア本部の設置、災害ボランティア等の受入・派遣調整
- イ 在宅サービス利用者の安否確認
- ウ 他機関との連絡調整

(5) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割

〈平常時〉

- ア 在宅の要援護者の個別計画作成のための同意への協力及び情報提供(通所)
- イ 在宅の要援護者の避難支援(移動手段)への協力(通所・入所)
- ウ 避難先(福祉避難所)としての連絡体制への協力(通所・入所)

〈災害時〉

- ア 要援護者の受入(通所・入所)

(6) 消防本部の役割

〈平常時〉

- ア 要援護者の避難支援体制整備への協力

〈災害時〉

- ア 救援・救助及び安否確認等への協力

(7) 避難所施設の役割

〈平常時〉

- ア 避難所の施設管理者として、要援護者支援に関する避難所施設の人的・物的資源等の状況確認
- イ 避難所の要援護者支援に関する訓練・研修への協力

〈災害時〉

- ア 要援護者支援に関する避難所管理上の調整

(8) 県健康福祉部局の役割

〈平常時〉

- ア 市への要援護者リスト(難病患者)の提供
- イ 個別計画作成のための同意について、避難行動要支援者(難病患者)への働きかけ
- ウ 個別計画作成への協力、情報提供
- エ 関係機関とのネットワークの構築

〈災害時〉

- ア 難病患者の安否確認への協力、健康状態の把握
- イ 避難後の要援護者支援に関する連絡調整及び支援

(9) 県危機管理・防災消防総室の役割

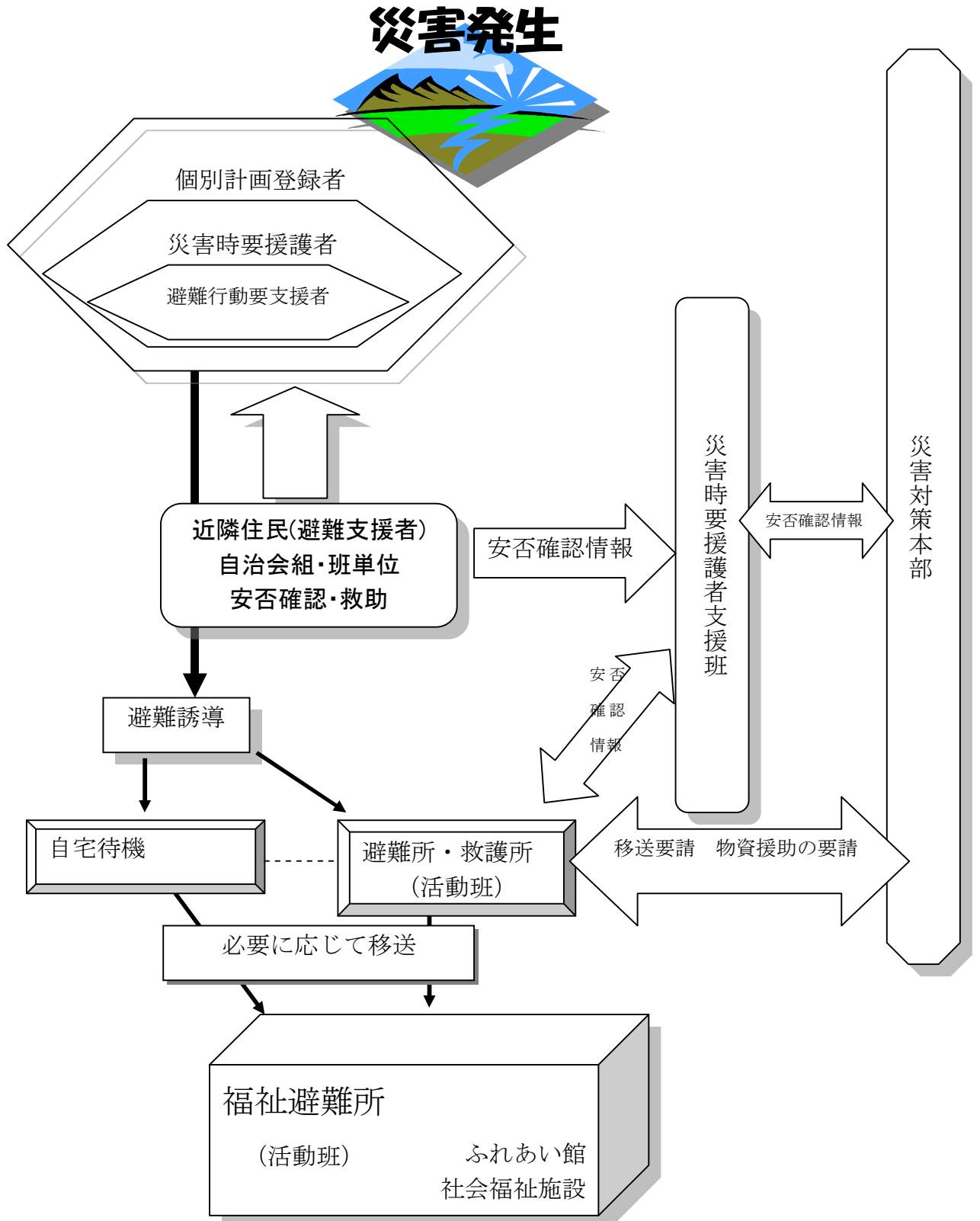
〈平常時〉

- ア 情報伝達体制の整備に関する助言
- イ 個別計画作成に関する助言
- ウ 避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練に関する助言

〈災害時〉

- ア 熊本県災害対策本部の対策に関する調整

災害発生時の対応



第2章 要援護者情報の把握・共有

I 方式

災害発生時において要援護者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、要援護者情報の把握と関係者間での共有が必要であり、日頃から要援護者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

このことについて、市は、次に掲げる通常業務等を通じて要援護者情報の把握に努めるものとする。

- ① 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
- ② 障がい者の情報に関しては、各種障害者台帳における情報、障害程度区分情報等により把握する。
- ③ 妊産婦及び乳幼児の情報に関しては、母子健康手帳の発行状況や住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。
- ④ 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などの情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。
- ⑤ 民生・児童委員をはじめとする各種福祉関係者などからの情報収集により把握する。
- ⑥ 福祉団体、その他関係団体からの情報収集により把握する。

(1) 関係機関共有方式

市は、総務・防災担当部局と福祉担当部局等がそれぞれ把握している要援護者に関する上記の情報について、合志市個人情報保護条例の規定に基づき、関係部局での共有に努めるとともに、住所や氏名等の基本的な情報については、自主防災組織、民生・児童委員に対して、個人情報保護審査会への諮問・了承を経て、当該情報の提供を行うものとする。なお、要援護者リストの整備や個別計画の策定にあたって、これらの基本的な情報に加え、さらに詳細な情報を把握する必要がある場合には、要援護者本人の同意を得ながら収集するものとする。

自主防災組織等に要援護者に関する情報を提供する場合については、誓約書等の提出により守秘義務を確保するとともに、研修会の実施などにより、その周知を図る。

(2) 手上げ方式

要援護者の対象範囲にある者で、災害時の避難支援を希望し、平常時から自主防災組織、民生・児童委員等に個人情報を開示することに同意するものは、登録申請書に必要事項を記入し、市長に提出しなければならないものとする。当該記載事項に変更が生じた場合も、同様とする。

このため、市は、広報、ホームページ等を利用して、要援護者登録制度を広く周知する。

(3) 同意方式

自主防災組織、民生・児童委員等は、地域において支援が必要な人を把握し、個別計画への登録を直接働きかける。

登録に際しては、自主防災組織、民生・児童委員、避難支援者等に個人情報を開示することについて要援護者から同意を得る。

※ 要援護者情報は個人のプライバシーに深く係わる内容であり、個人情報の保護に十分注意すると共に、支援部署間の連携を十分に図ることとする。

2 要援護者リストの作成

市福祉担当部局は、把握している障がいのある人等の要援護者に関する各種情報に基づき、要援護者リストを作成する。

(1) 要援護者リストの目的

要援護者リストは、避難行動要支援者の把握調査及び個別計画作成促進の目的に限定し使用する。

(2) 要援護者リストの対象者

一般に、障がいのある人等の要援護者については、自力で避難が可能な人や避難支援の必要が少ない人も相当数含まれているものと思われるので、市は、以下に規定する在宅の要援護者を対象としつつ、被災リスクの高い要援護者の支援体制を重点的・優先的に進めるために、必要に応じて、要援護者リストを作成する。

	対象者	担当課
ア	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定において、要支援・要介護の判定を受けている者	高齢者支援課
イ	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者身体障害程度等級表に該当する者	福祉課
ウ	「療育手帳について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知)に規定する程度区分の判定を受けている者	福祉課
エ	県から情報提供される特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者	県担当部局
オ	前各号に準じる状態にある者	

(3) 情報収集方法

市は、合志市個人情報保護条例第7条第3項第2号「審査会の意見を聴いた上で、当該個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要不可欠と認めるとき」の規定による個人情報保護審査会の答申に基づき、福祉担当部局において把握している以下の台帳等に登載されている情報を要援護者リスト作成のため内部利用する。

- ア 要介護・要支援認定台帳
- イ 身体障害者手帳交付台帳
- ウ 療育手帳交付台帳
- エ その他各種福祉関係給付・交付台帳

また、同条例第7条第2項第7号「国、他の地方公共団体又は実施機関以外の市の機関から収集する場合において、本人以外のものから収集することが事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集することによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき」の規定に基づき、以下の情報を県保健福祉部局から情報を受ける。

- オ 難病患者リスト
- カ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳

(4) 収集する内容

要援護者リストは、以下の情報を記載するものとし、様式第2号のとおりとする。
ただし、記載情報及び様式については、必要に応じて変更できるものとする。

- ア 氏名(フリガナ)
- イ 性別
- ウ 年齢
- エ 住所(区・班・組)
- オ 世帯区分
- カ 担当民生・児童委員
- キ 手帳種別及び等級
- ク 身体状況(介護区分等)

3 要援護者リストの提供、管理

(1) 要援護者リストの提供先

市福祉担当部局は、避難支援体制を整備するため、合志市個人情報保護条例第9条第1項第8号「審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があるとき」の規定による個人情報保護審査会の答申に基づき、要援護者リストを市総務・防災担当部局と共有するとともに、民生・児童委員に提供する。

(2) 要援護者リストの適正管理

要援護者リストの原本は市福祉担当部局が保管し、副本はリストの提供を受けた者が保管する。

要援護者リストは合志市個人情報保護条例の規定に基づき、避難行動要支援者の把握調査及び個別計画作成促進の目的にのみ利用する。

また、要援護者リストの提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、市職員、民生・児童委員は守秘義務を厳守するとともに、要援護者リストを保管する者は個人情報保護について、守秘義務を遵守するとともに合志市個人情報保護条例第8条の規定に基づき、リストの複写の禁止や不要になったリストの返還を求めるなど情報の適正管理を徹底する。

(3) 要援護者リストの更新

市福祉担当部局は、毎年、要援護者リストの更新を行い、市総務・防災担当部局と共有するとともに、民生・児童委員に提供する。

4 福祉サービス事業者等の保有する情報の活用

市は、災害発生時において介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者等の保有する要援護者の居住状況等の情報を安否確認、救出救助に活用する。

第3章 避難行動要支援者の個別計画の作成

1 避難行動要支援者の把握

市は、民生・児童委員及び区、自主防災組織等とともに状況を調査し、個人情報の保護に配慮しながら、避難行動要支援者を把握する。

2 個別計画の作成

個別計画の策定に当たっては、個人情報保護条例の規定に基づき、市は自主防災組織等の実際に避難支援に携わる関係者と避難行動要支援者に関する基本的な情報（住所や氏名など）を共有した上で、これら関係者が中心となって、避難行動要支援者本人と避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら、作成する。なお、避難支援者については、消防団、自主防災組織、民生・児童委員などの話し合いなどであらかじめ避難行動要支援者に紹介できる候補者を定めるとともに、避難支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の避難支援者を決めておく。

また、個別計画は、避難行動要支援者本人、その家族及び市役所の必要最小限の関係部署のほか、避難支援者等に避難行動要支援者本人が同意した者に配布する。その際には、個人情報保護に関する覚書により守秘義務を確保する。

(1) 個別計画の作成方法

市は、避難行動要支援者について、民生・児童委員及び区、自主防災組織等の協力

を得て、個別計画作成に同意するよう働きかけ、同意が得られたものについて個別計画を作成する。また、個別計画に本人記載ができない場合は、家族等の意思の確認により家族または民生・児童委員が代筆することができるものとする。

なお、本人の申出により民生・児童委員を通して個別計画を作成することもできる。

(2) 個別計画の内容

個別計画の作成にあたっては、本人同意により避難支援者、避難所、避難方法等について確認する。

個別計画には、以下の内容を避難情報として可能な範囲において記載するものとし、様式第3号のとおりする。尚、必要に応じて様式は変更できるものとする。

ア 居住状況

居住建物の建築時期、構造、耐震診断の有無、家具の固定において記載するものとし、普段の居室、寝室の位置等見取り図を記載する。

イ 避難支援者

避難支援者は、本人の意思を考慮しながら、自治会の組や班等のできるだけ身近な人から複数選定する。

ただし、近隣住民等で避難支援者を選定することが困難な場合は、様々な機関と連携を図り、避難支援者を選定するとともに、選定された避難支援者は、個別計画登録者との信頼関係の醸成に努めるものとする。

避難支援者は、災害等において仮に個別計画登録者が死傷してもその責を負うものではない。

ウ 情報伝達の流れ

誰からどのような手段で情報が伝えられるかなど、情報伝達経路及び伝達手段を明記する。

エ 情報伝達での留意事項

「聴覚障がいがあるため、文字による伝達が必要である」など、知的障がい・精神障がい等個々の障がい状況に応じた情報伝達にかかる留意事項を明記する。

オ 避難時に携行する医薬品等

継続的に服薬する必要がある場合などに、必要な医薬品等の名称や分量、服用方法等の情報やかかりつけ医療機関名等を明記する。

カ 避難誘導時の留意事項

「自立歩行が困難で車椅子が必要である」などの個別計画登録者の状態や移動に必要な手段や避難行動時の留意事項について明記する。

キ 避難先での留意事項

「聴覚障がいがあるため文字による情報伝達が必要、自力歩行困難のため移動支援や手段が必要である」など、避難先で必要となる対応等についての留意事項を明記する。

ク 避難場所

避難場所は、できるだけ福祉避難所などの要援護者に配慮された場所とする。

(3) 個別計画の更新

個別計画は、一人ひとりの要援護者を対象としていることから、要援護者の個人情報が多く含まれている。したがって、上記第3章2(個別計画の作成)のとおり、その保護に留意することとする。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行っていくこととする。

具体的には、個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、避難支援者等の協力を得て更新を行う。

(4) 個別計画の管理

個別計画の内容は、個別計画の配布先として、あらかじめ決められた者以外が閲覧することのないようにするとともに、併せて、災害発生時の緊急の閲覧に支障を来さないように留意する。個別計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。

3 個別計画の共有、管理

(1) 個別計画の共有の範囲

個別計画の原本は、市福祉担当部局が保管し、副本は、市総務・防災担当部局、民生・児童委員、区、自主防災組織が共有する。

(2) 個別計画の適正管理

個別計画を保管する者は、災害時及び各種訓練等の避難支援目的以外に個別計画を使用してはならない。

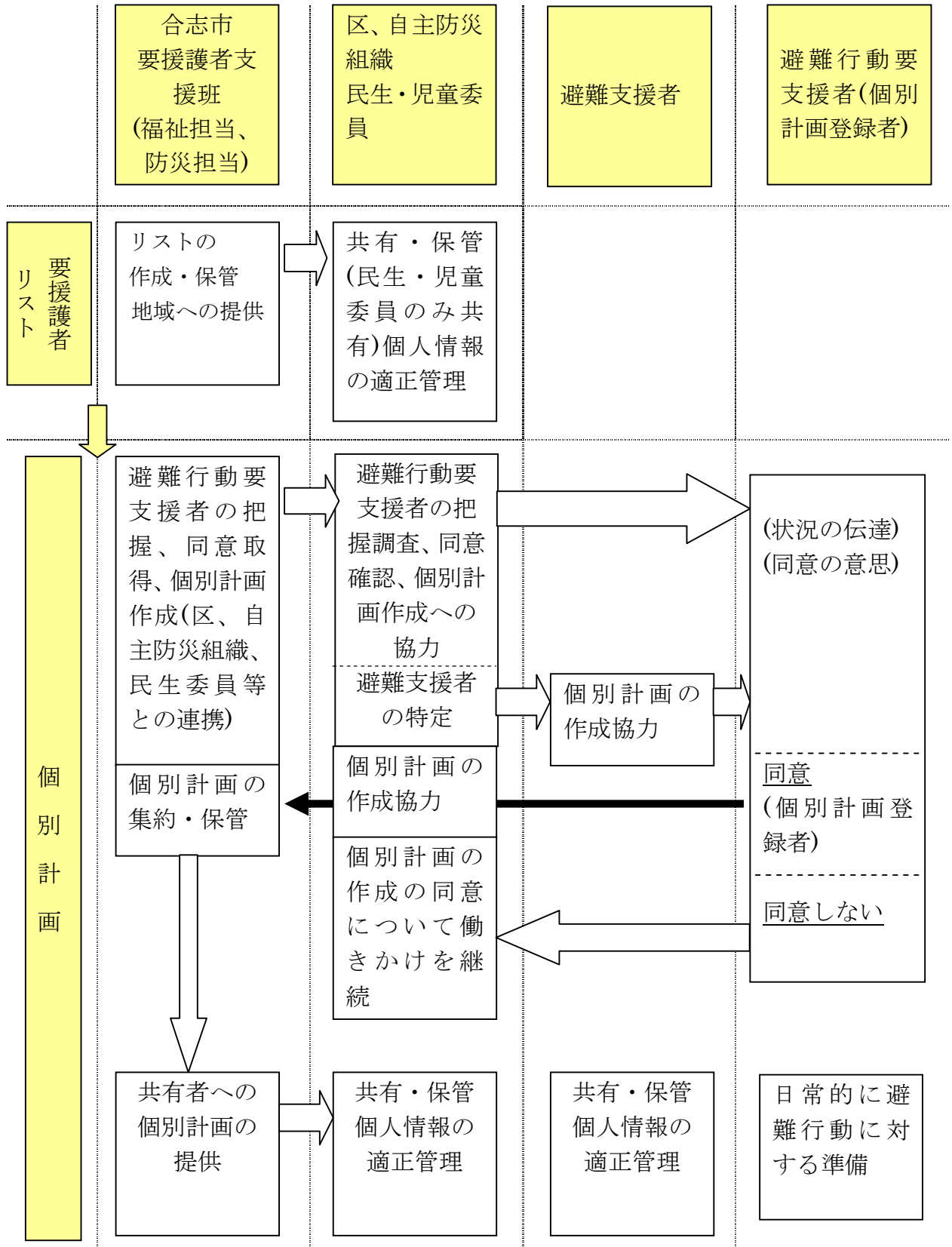
また、個別計画を保管する者は、個別計画登録者の同意した者以外が閲覧することのないよう、覚書に基づき、保管・取扱いに十分配慮する。

4 個別計画の確認

個別計画登録者及び避難支援者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに個別計画の内容について事前に確認するものとする。

また、市は、民生・児童委員、区、自主防災組織等の協力を得て、毎年個別計画の内容について確認する。内容に変更がある場合、市福祉担当部局は、保有する個別計画を修正するとともに、市防災担当部局、民生・児童委員、区、自主防災組織の情報共有者の個別計画を正しい情報に更新する。

個別計画の作成フロー



※ 避難支援者が誰であるかによって同意が得られることもあるため、同意取得と個別計画は同時に行う。

要援護者リスト・個別計画の作成・共有

区分	市		区、自主 防災組織	民生・ 児童委員	避難支援者	社会福祉協議会 消防等の救援機 関、社会福祉施 設等	
	防災	福祉					
要援護者 リスト	作成	×	◎	×	×	×	×
	共有	○	○	×	○	×	×
個別計画	作成	○	◎	○	○	協力	必要に応じて協力
	共有	○	○	○	○	×	本人同意の範囲内



地域のみなさんへ

障がい者、高齢者、難病患者などの災害時の対応が困難な方のために、
 地域のみなさんが、日頃から災害時要援護者の方々への情報提供や避難
 誘導などの協力ができる体制づくりをしましょう。

第4章 避難誘導・安否確認体制の整備

1 避難支援の実施体制

(1) 市における避難支援体制

市は、要援護者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等市の体制を整備する。

また、災害時に、市災害対策本部の福祉担当部局を中心に、防災情報等に基づき、早い段階で要援護者に対する避難支援体制を整えるとともに、避難準備等が発令される等避難が必要な段階においては、個別計画登録者が避難支援を受けられない場合や避難支援者が避難支援を行えない場合等に備え、福祉担当部局内に、要援護者避難支援の相談窓口を設置し、避難支援要請等に対応する。

(2) 地域における避難支援体制

避難支援者は、災害発生時に、個別計画に基づく支援を実施するが、何らかの理由により支援が実施できないときは区、自主防災組織へ連絡するものとする。また、区、自主防災組織においても支援が実施できないときは、市災害対策本部へ連絡することとする。

市、消防団、区、自主防災組織等は、防災だけでなく、声かけ見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要援護者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとする。

なお、個別計画登録者の居宅が倒壊している等、避難支援者が対応できない場合は、区、自主防災組織または市災害対策本部へ連絡し、救出援助を求めるものとする。

(3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、市から提供される防災情報等に基づき、事前に、要援護者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努め避難準備情報等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとする。

(4) ボランティア等との連携

市、合志市社会福祉協議会及び区、自主防災組織は、避難支援におけるボランティア等との連携に努めるとともに、特に被災現場での支援活動経験のあるボランティア等との連携に配慮する。

2 情報伝達体制の整備

国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、避難準備情報、避難勧告・指示等を発令する判断基準を明確化するものとする。判断基準は、災害ごと、具体的な地域ごとに留意すべき事項を個別具体的に定める。

(1) 要援護者への情報伝達ルート

避難準備情報等については、市から各自治会長(又は自主防災組織の代表者)を通じて要援護者及び避難支援者等へ直接伝達する。

この際、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、要援護者及び避難支援者に対し確実に情報伝達する体制を整備するものとする。

(2) 要援護者への情報伝達手段

市は、防災行政無線のほか、行政無線の個別受信機やファクシミリ、電子メール、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、要援護者へ避難準備情報等の防災情報を提供する。

また、発令された避難準備情報等が要支援者を含めた住民に届くよう、身体障がい、知的障がい・精神障がい等個々の障がいに対応するよう電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

<情報伝達手段>

ア 防災行政無線の活用(個別受信機等)

イ ファクシミリの活用

ウ 携帯電話メール(災害情報配信サービス事業案参照 P23)の活用

エ 放送事業者への情報提供

オ 広報車・消防団等による広報

※ 聴覚障害者:インターネット(電子メール、携帯メール等)テレビ放送(地上デジタル放送を含む)

視覚障害者:受信メールを読み上げる携帯電話

肢体不自由者:フリーハンド用機器を備えた携帯電話等

(3) 避難支援者への情報伝達

市は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民へ情報を伝達することにより、避難支援者へ避難準備情報等の防災情報を伝達する。

(4) 避難支援関係機関への情報伝達

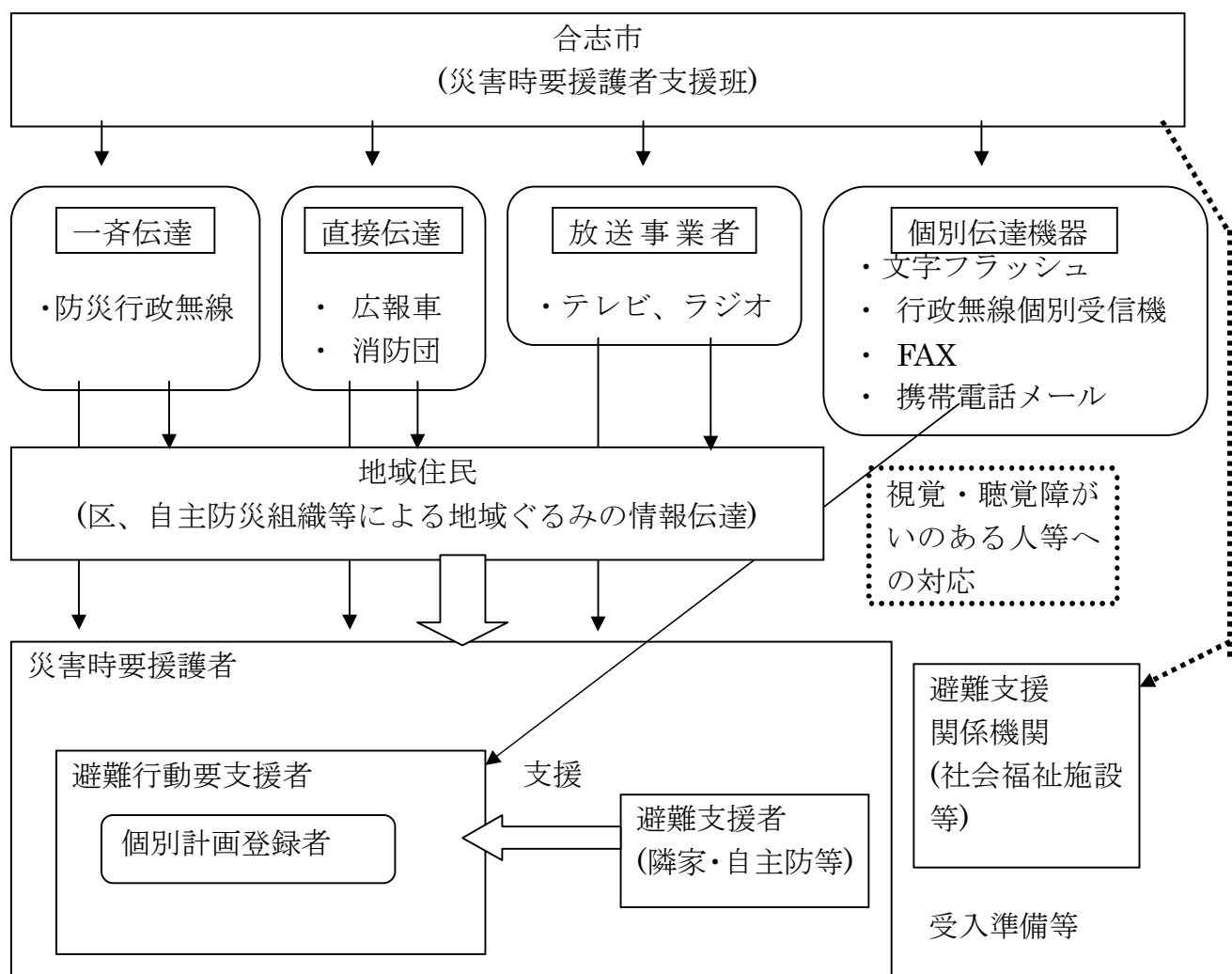
市は、社会福祉施設等の避難支援関係機関が要援護者支援体制を速やかに整えられるよう、避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、要援護者支援体制の確保に努める。

(5) 情報伝達責任者の明確化

要援護者に対する情報伝達については、市役所に設置された災害時要援護者支援班が行う。

※ なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、支援者等が要援護者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮する。

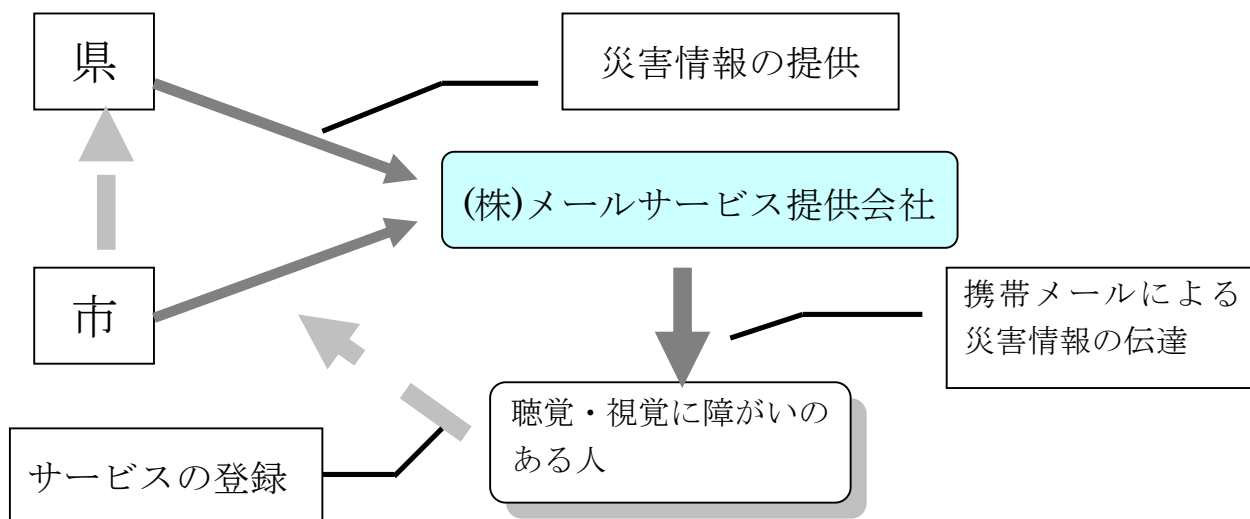
災害時要援護者避難支援の情報伝達イメージ



視覚・聴覚障がいのある人に対する情報伝達方法

障がいのある人	受信者の状況	情報伝達手段	
聴覚障がい・ 中途失聴・難聴者	在宅	TV 文字放送等	
		FAX サービス	
	屋外 活動	携帯電話利用者	携帯電話メールサービス
		携帯電話非利用者	電光掲示板、見えるラジオ等
視覚障がいのある人	在宅及び屋外	携帯電話メール音声サービス	

携帯電話メール機能による災害情報配信システム（事業案）



3 要援護者の避難支援方法等の普及

市は、社会福祉協議会、民生・児童委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者、地域住民、区、自主防災組織等に対し、要援護者情報の収集・共有や個別計画の必要性、管理方法、要援護者の状況に配慮した避難支援方法等について、説明会や研修会、広報誌、ホームページ等を通じて普及を図る。

4 避難支援訓練の実施

要援護者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要援護者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、消防団、自主防災組織等は、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。

また、在宅の要援護者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要である。

このため、自主防災組織が中心となり、要援護者や避難支援者とともに、要援護者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図る。

避難訓練には、地域住民や要援護者、避難支援者が積極的に参加し、要援護者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られる。

このため、毎年実施している「市総合防災訓練」などの訓練において、要援護者に対する情報伝達や避難支援、福祉避難所設置運営訓練などの訓練を行うこととする。

5 安否確認情報の収集体制

(1) 個別計画登録者の安否情報

安否情報の収集については、避難所等において実施するが、親戚宅や知人宅に避難し避難所等に避難しない個別計画登録者も多いことから、避難所等においてだけでは安否情報の収集は難しい側面がある。このため、市は、市災害対策本部の福祉部局内に安否情報収集窓口を設置し、個別計画登録者の安否情報を収集する。

(2) 避難支援者からの報告

避難支援者は、個別計画登録者を避難先へ移送した場合や個別計画登録者の親戚宅等への避難情報を得た場合等は、避難所等又は市災害対策本部に報告するものとする。

第5章 避難所等における支援体制

1 避難所等における要援護者支援体制

避難所においては、要援護者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設する。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行う。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておくこととする。

避難所には、要援護者の要望を把握するため、活動班等が中心になり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、要援護者用相談窓口を設ける。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口にも女性も配置するなどの配慮を行う。また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施するとともに、要援護者の状況に応じて、一般避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。なお、発災後、速やかな対応をとるために、予め、関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、通常時から役割分担を明確にしておくこととする。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるため、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等様々な障がい者に対する伝達方法について、特段の配慮を行うものとする。

また、図案化した表示やルビや拡大表示等言葉や表現方法についても検討する。

(1) 開設の周知

市は、防災情報に基づき、早期に避難所等の開設を行う。

開設に当たっては、様々な情報伝達手段により住民への周知を図る。

(2) 避難所の活動班との連携

市は、市災害対策本部の福祉担当部局が中心となり、区、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力により各避難所に設置される活動班と連携し、避難所において必要となる要援護者支援に関する相談や要援護者のニーズ等に対し、連携して支援を実施する。

(3) 支援体制の確認

市福祉・総務・防災担当部局及び避難所の施設管理者は、平常時から、要支援者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認するとともに、避難所における要援護者支援に関する地域住民の理解を深めるため、避難所設置について関係者による訓練・研修を実施し、避難所における要援護者のニーズや対応可能な人的・物的資源等の状況を把握する。

市福祉・総務・防災担当部局は、平常時から、区、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者の協力を得て、各避難所において活動班に従事する者の確保に努めるとともに、施設管理者、区、自主防災組織、福祉関係者等と協働して、施設の状況、要援護者に配慮した利用方法等について確認し改善に努める。

(4) 優先的支援の実施

避難所の活動班は、大規模災害時の避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、支援者の有無や障がいの種類・程度に応じ、早期に支援を実施すべき要援護者について優先的に対応するものとする。

2 福祉避難所

要援護者が、相談等必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を、災害時要援護者情報をもとに、福祉避難所への避難が必要な者の状況等を把握し、災害時に必要数を確保できるよう、施設の管理者と事前協定を行い、予め福祉避難所を指定する。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要援護者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター等の既存施設を活用し、物理的な配慮だけでなく、‘安心をもたらす配慮’をすることとする。

福祉避難所を指定した場合は、個別計画の策定を通して、その所在や避難方法を要援護者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとする。

また、災害時は、別に定める避難所運営マニュアルにより、福祉避難所の設置・運営を行う。

福祉避難所一覧は別途示すものとする。

用語の解説

【災害時要援護者】

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。

一般的に高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語に不慣れな外国人等があげられている。

【災害時要援護者避難支援計画】

市の災害時要援護者支援に関する対象者、関係機関の役割分担、災害時要援護者リストの提供先、保管などの**全体的な考え方**と災害時要援護者一人ひとりに対する避難支援者、避難先、避難方法等を記載した**個別計画**(名簿・台帳)で構成する。

平成17年3月に内閣府、消防庁等関係省庁において策定された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月改訂)において、作成の必要性が示されている。

【避難行動要支援者】

災害時要援護者のうち、他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない人々。

災害時要援護者避難支援計画を優先的・重点的に作成すべき対象者であり、本計画では、災害時要援護者リストに記載した要援護者と民生・児童委員の地域の状況把握の中から、民生・児童委員や区、自主防災組織等が協力して調査・把握する。

【避難準備情報】

避難準備情報は、人的被害の発生の可能性が高まったと判断された時点で、避難勧告の前段階で発表される避難情報で、市の「気象予警報等伝達計画」にその判断基準が示されている。

避難に時間を要する要援護者の避難行動の開始と避難支援者の個別計画登録者への避難支援の開始を求めるとともにその他の人々に避難準備を求めるもので、内閣府、消防庁等関係省庁等による「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成17年3月)において提言され、平成17年度の国の防災基本計画に位置づけられた。

県では平成18年度熊本県災害時要援護者避難体制指針(熊本県地域防災計画)に位置づけており、各市町においても市町地域防災計画へ位置づける必要があるとされている。

【避難所に設置される活動班】(仮称)

避難所における災害時要援護者のニーズの把握や支援を検討するため、避難所に設置され、要援護者用窓口の設置や要援護者の避難状況の把握、要援護者を中心として自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力により設置される。

【災害時要援護者リスト】

本計画において、災害時要援護者避難支援計画作成の基本となる要援護者の情報共有を目的に、市町福祉担当部局が、自ら把握している障がいのある人等の災害時要援護者に関する各種情報をもとに、自力避難が困難と考えられる一定程度の人について作成するリストをいう。

【福祉避難所】

災害時要援護者のために特別の配慮がなされた避難所。

施設がバリアフリー化されている等災害時要援護者の利用に適しており、生活相談員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等の既存施設を活用することとなる。市は福祉避難所の指定や社会福祉施設等との協定により、災害時要援護者に配慮した避難所の確保に努める必要がある。

災害救助法が適用された場合、県の委任を受けた市が福祉避難所を設置した場合、おおむね10人の災害時要援護者に1人の生活相談員(災害時要援護者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的知識を有する者)等の配置、災害時要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストマ用装具等の費用について国庫負担を受けることができることとされている。